



産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都墨田区横川三丁目9番3号

氏名 株式会社環境整備
代表取締役 廣田 健史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成27年 6月 9日

許可の有効年月日 平成32年 6月 8日

1 事業の範囲

- (1) 収集・運搬(積替え保管を含む)
- (2) 産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油(焼却可能なものに限る)、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(石綿含有廃棄物を含む) (水銀使用製品産業廃棄物を含む) (以上14種類)
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
汚泥、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(水銀使用製品産業廃棄物を含む)
(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに) (以上6種類)

2 積替え保管施設(施設詳細は裏面のとおりに)

- (1) 東京都葛飾区宝町二丁目18番5号
- (2) 東京都足立区千住桜木二丁目18番5号

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人がこれを行ってはならない。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 7年 6月 9日	新規許可	
平成 27年 6月 9日	更新許可	第4回
平成 28年 10月 14日	変更届	積替え保管する種類の追加(汚泥、金属くず)
平成 29年 11月 1日	変更届	積替え保管する種類の追加(廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず)

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

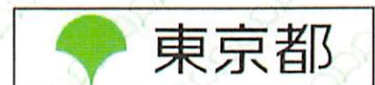
(裏面あり)



産廃エキスパート

認定番号:2-15-B0091SA

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



東京都

(裏面)

2 積替え保管施設

(1) 東京都葛飾区宝町二丁目18番5号 面積：671m² 最大保管高さ：1.65m

産業廃棄物の種類	保 管 量	
木くず	コンテナ1台	8.0 m ³
がれき類	コンテナ1台	1.0 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く）に限る）	コンテナ1台	1.0 m ³
汚泥、金属くず（水銀電池、空気亜鉛電池（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る）	コンテナ1台	0.04 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る）	ドラム缶3本	0.885 m ³
廃プラスチック類、金属くず（廃バッテリーに限る）	コンテナ1台	0.36 m ³
ガラス・コンクリート・陶磁器くず（空きびんに限る）	ドラム缶1本	0.2 m ³
ガラス・コンクリート・陶磁器くず（空きびんに限る）	コンテナ1台	1.15 m ³
ガラス・コンクリート・陶磁器くず（空きびんに限る）	コンテナ1台	1.15 m ³
ガラス・コンクリート・陶磁器くず（空きびんに限る）	コンテナ1台	1.15 m ³
保管量合計		14.935 m ³

(2) 東京都足立区千住桜木二丁目18番5号 面積：267m² 最大保管高さ：1.08m

産業廃棄物の種類	保 管 量	
がれき類	コンテナ1台	1.0 m ³
保管量合計		1.0 m ³

(以下余白)